

# 「福祉の絆づくり事業」助成要綱

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

## (趣旨)

第1条 この要綱は、福祉の絆づくり基金の運用益を原資とする「福祉の絆づくり事業」助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (交付の対象)

第2条 助成金は、京都市内の社会福祉を推進する団体及び施設が実施する社会福祉活動に要する経費（人件費及び飲食費を除く。）のうち、次の各号のいずれかに掲げる「福祉の絆づくり事業」について交付する。

- (1) 地域交流を進める活動
- (2) 先駆的な取組であることが認められる活動

## (助成金の額)

第3条 助成金の額は、1団体及び1施設10万円までとする。ただし、経費の3分の2を上限とし、申請額や申請内容から判断し、次の各号に掲げる基準により助成額を決定する。

- (1) 既存の事業に対しては、特別の事情のある場合を除き、5万円を助成額の上限とする。
- (2) 講師謝礼等は、人件費に該当しない。
- (3) 飲食費とは、主に会食を目的とする事業における食事代をいう。
- (4) 一度助成を受けた団体及び施設は、原則として5年の期間を経過しないものについては対象としない。

## (交付の申請)

第4条 交付申請は、「福祉の絆づくり事業」助成金交付申請書（第1号様式）によって行うものとする。

## (交付の決定)

第5条 助成金の交付決定は、本会の審査により行うものとする。

## (成果の報告)

第6条 成果報告は、「福祉の絆づくり事業」実施報告書（第2号様式）に支出を証明する書類の写を添えて行わなければならない。

2 活動の成果は、本会ホームページ等を通じて市民に公開することがある。

## (補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年7月17日から一部改正し、施行する。

附則 この要綱は、平成24年9月26日から一部改正し、施行する。